

## 【フィリピン】新型コロナウイルスの影響による知財庁業務の閉庁について

2020年3月16日

ジェトロ・バンコク事務所

新型コロナウイルスの影響により、フィリピン知財庁は最小限の機能を残して、3月16日から4月15日まで閉庁する旨を発表した。

要点は以下の通り。

- ・電子出願は引き続き受付可能。
- ・意見書、異議申立期間の延長申請を含む文書提出および料金支払いについては、4月16日に提出・支払い可能となり、4月16日に提出・支払いがなされた場合、期限内に提出・支払いがなされたものとみなす。
- ・すべての会合、セミナー、口頭審理（仲裁含む）は3月16日から4月15日までの間は中止、延期。

URL 等

<http://www.ipophil.gov.ph/advisories/>

本内容は、日本貿易振興機構が2020年3月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。